

◎ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>当分の間、議長、副議長及び議員がこの法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>